

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する
ワーキンググループ（第2回）議事録

日 時：令和3年2月18日（木）
10：00～12：00
場 所：ウェブ会議

〔出席者〕

（委員）石井委員、夷石委員、仙田委員、土井委員、戸田委員、松岡委員、ヤン委員（計7名）
（文化庁）柳澤国語課長、津田地域日本語教育推進室室長補佐、増田日本語教育調査官、
北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 資料1 第1回「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループ議事録（案）
資料2 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する調査研究について
資料3 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する「生活上の行為の事例」実態調査について
資料4 「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール（案）

- 参考資料1 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方
参考資料2 日本語教育小委員会（第20期）における審議内容について
参考資料3 「日本語教育の参照枠」一次報告より抜粋
参考資料4 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について
参考資料5 「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案改定のための「生活上の行為の事例」についてのウェブアンケート
参考資料6 令和3年度予算（案）参考資料（日本語教育関係抜粋）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 令和2年5月21日付け文化審議会国語分科会日本語教育小委員会決定に基づき、戸田委員が座長に互選された。
- 3 議事2「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定について」に基づいて、資料2「日本語教育小委員会（第20期）における審議内容について」、資料3「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について」、資料4「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について（案）」、資料5「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する調査研究概要（案）」について説明を行った後、意見交換を行った。
- 4 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○戸田座長

定刻となりましたので、ただいまから第2回「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループを開会いたします。

会議開会に際しまして、注意事項を御説明いたします。本日も遠隔による審議となります。円滑

な進行の観点から、御発言いただく際には、お名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。事務局側のカメラが定点設置となっており、発言者の顔が映らない場合があります。傍聴者の皆様におかれましても、御理解いただくようお願いいたします。

本ワーキンググループにおいては、今年度最後の会議となります。それでは、配布資料の確認をお願いいたします。

○北村専門職

定足数と資料の確認をさせていただきます。本日は、委員3名、協力者4名、全員御出席となっており、定足数を満たしています。

資料の確認です。第2回会議の議事次第を御覧ください。黒い枠で囲ってあります下の四角、配布資料というところを御覧ください。配布資料1として前回の会議の議事録（案）、配布資料2として「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する調査研究について」、配布資料3、同じく「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する「生活上の行為の事例」実態調査について」。こちらには、1枚の概要を示したものと調査速報が付いております。配布資料4「「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール（案）」以上が資料になります。

続いて参考資料が6点あります。参考資料1「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方」、参考資料2「日本語教育小委員会（第20期）における審議内容について」、参考資料3、「日本語教育の参照枠」一次報告の抜粋、参考資料4「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について」、参考資料5「「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案改定のための「生活上の行為の事例」についてのウェブアンケート」、参考資料6「令和3年度予算（案）参考資料（日本語教育関係抜粋）」全部で10点の資料になります。お手元にあるか御確認ください。

○戸田座長

配布資料1の前回の議事録（案）については御確認いただき、修正の必要がある箇所がありましたら、本日より1週間をめどに事務局まで修正点をお知らせください。なお、最終的な議事録の確定につきましては、座長一任とさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事に移ります。本日の議事は、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定についてです。本日は、第1回の会議でもお知らせしましたように、今回改定に当たり実施している調査研究の検討状況について、本ワーキンググループの委員、協力者に報告することを目的としております。

まず、第1回の会議から時間がたっておりますので、調査研究の報告のための確認として、本ワーキンググループの趣旨を簡単に説明したいと思います。使用する資料は、参考資料1「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方」、参考資料2「日本語教育小委員会（第20期）における審議内容について」の2点です。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○北村専門職

御説明させていただきます。参考資料1、2を御用意ください。参考資料1の御説明を始めます。「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方」という資料になります。こちらは第1回会議でお示ししたものにありますが、このワーキンググループの設立の経緯や目的等に関する資料になります。

丸の一つ目、経緯を御説明いたします。平成22年に国語分科会において、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」が取りまとめられました。そして、平成25年には、日本語教育小委員会に設置されました論点整理に関するワーキンググルー

プが取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、具体的な施策の方向性、そして日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として、論点が11に整理されました。この11の論点のうち、論点4として、カリキュラム案等の活用についてという観点が示されています。

そのような背景に基づいて、丸の二つ目、現状と課題でございます。ポツの一つ目、国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、国語分科会で策定された「標準的なカリキュラム案」についてが活用されています。しかし、現行のカリキュラム案には、日本語の熟達度を示すレベル、そして言語活動別の詳細な能力記述は示されておりません。ポツの二つ目、「標準的なカリキュラム案」に示されました「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、社会状況の変化に鑑みて、見直しを含めた検討が必要な状況となっております。

目的です。「日本語教育の参照枠」は令和2年に公表されております。こちらを踏まえまして、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行って、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活できるようにするため、「標準的なカリキュラム案」の改定を行います。

方法です。ポツの一つ目、日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行います。ポツの二つ目、審議における参考として調査研究を実施します。その結果を踏まえた検討を行うということで進めていきたいと思っております。

最後の丸です。検討事項、四つ項目を挙げております。「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて。そちらで扱う生活上の行為の事例について。生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について。「標準的なカリキュラム案Can do」の作成について。この四つを検討課題として進めてきております。

続いて参考資料2を御覧ください。先ほど日本語教育小委員会の下で今回のワーキンググループが設置されているということをお話しいたしましたが、その日本語教育小委員会は第20期になります。その審議内容について確認いたします。

今期の審議内容ですが、先ほども申し上げた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の11の論点のうち、以下2点の検討を行います。1）論点の3．日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について。2）論点4．カリキュラム案等の活用について。この2点について検討を現在進めております。このワーキンググループでは、論点4のカリキュラム案の活用について検討を行う目的で設置されておりますが、その改定に着手するということが下の説明には記載があります。

2番、スケジュールです。5月から日程が書かれております。日程、内容、日本語能力の判定基準ワーキンググループ、標準的なカリキュラム案改定ワーキンググループと四つ列があります。その標準的なカリキュラム案改定ワーキンググループの第1回会議は8月に実施、そして第2回ワーキンググループを2月18日、本日行うものです。それぞれワーキンググループの結果に関しては、日本語教育小委員会に御報告するということになっております。併せて調査研究ですが、後ほど詳しく御説明いたしますが、調査研究を開始しまして、今回報告させていただくということになっております。参考資料1、2の説明は以上です。

○戸田座長

ありがとうございました。本件については、前回の会議で現状と課題が整理されております。こちらについても、簡単に確認のための説明をしたいと思います。参考資料4「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について」を使って説明します。こちらは、前回の会議を踏まえ適宜修正を加えたものになります。事務局より説明をお願いいたします。

○北村専門職

お手元に参考資料4を御用意ください。参考資料4「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について」ということで、資料を構成しております。資料は3ページにわたっております。

まず一つ目、現状について御説明いたします。我が国に在留する外国人は、この時点で293万人と過去最高を記録しており、人口比も2%を超えて、全体的には増加傾向にあります。現在は新型コロナウイルスの影響もあって人口は減少ぎみとのことですが、その後も見据えて増加傾向ではないかということです。

続いて在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進んでおり、来日当初の基本的な生活上の基盤を形成するために必要となる日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになってきています。

丸の二つ目です。国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、先ほど申し上げました、平成22年の国語分科会で策定されました。「標準的なカリキュラム案」が活用されております。標準的なカリキュラム案は、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、安全にかかわり緊急性があるもので、やりとりが複雑でないと考えられるもの」、そして、「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」が、生活上の行為の事例の中から121事例選ばれており、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」として、「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されています。

続いて丸の四つ目です。地域における日本語教育を担う人材については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」、平成31年3月の国語分科会で策定されたものですが、において、地域日本語教育コーディネーター、「生活者としての外国人」に対する日本語教師(初任)、日本語学習支援者等、役割・段階・活動分野によって整理され、そして示されております。

丸の五つ目、特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加することが予想され、入国要件等に一定の日本語能力が課されるようになりました。

丸の六つ目、国語分科会日本語教育小委員会においては、ヨーロッパ言語教育参照枠CEFRを参考に、「日本語教育の参照枠」一次報告(案)が示されました。

最後の丸になります。日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に進めるための基本的な方針」、令和2年6月に閣議決定されたものですが、こちらでは、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされております。

そして、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「「生活者としての外国人」が、日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、標準的なカリキュラム案について、検証を行い、改定を行う」とされております。

以上が現状となります。

続いて2ページ目の課題です。標準的なカリキュラム案に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、平成22年に策定されたものであることも考慮いたしまして、社会情勢の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要と考えております。

丸の二つ目、在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、子育て、そして就労に関する日本語教育が求められると考えられますが、標準的なカリキュラム案にはそれらの項目に基づいた「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」が挙げられておりません。

丸の三つ目です。標準的なカリキュラム案では、日本語の熟達度を示すレベルは示されておられません。特定技能等の一定の日本語能力(A2相当)と考えられますが、こちらを身に付けた上で来日する外国人も増えてくることを想定いたしますと、学習の目安となる日本語のレベルを示す必要

があるのではないかと。

丸の四つ目、標準的なカリキュラム案では、教材例集は示されているものの、具体的な教育内容や教材は地域の実情に応じて設定・作成することが求められています。しかし、地域によっては日本語教育人材の不足等によって教材の作成が難しいといった声が聞かれています。

最後の丸です。外国人の生活に必要な日本語教育の内容は、標準的なカリキュラム案のほか、国際交流基金日本語国際センターが開発されました「生活日本語Can do」があります。生活分野別の日本語教育は、国内・海外に関わらず学習されることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえて連携を取っていく必要があると考えております。

3番、検討事項です。(1)「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて。「日本語教育の参照枠」一次報告(案)で提示されました「標準的なカリキュラム案Can do」(試案)のレベル分けを参考としたレベルの検討。「自立した言語使用者」に相当するレベルの検討。(2)「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について。ポツの一つ目、現行の生活上の行為の事例の見直し。ポツの二つ目、「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例追加。(3)「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について。ポツの一つ目、「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「4技能」の学習項目の要素の見直し。(4)番です。「標準的なカリキュラム案Can do」の作成について。生活上の行為の事例に基づくCan doの追加・見直し。「自立した言語使用者」に相当するレベルに対応したCan doの作成。「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例に基づくCan doの作成。

こちらが検討事項として挙げたものの詳細になります。4番、検討方法です。このワーキンググループで検討される検討事項に基づいて調査研究を実施いたします。その調査研究の結果を基に標準的なカリキュラム案の改定を行うとしております。

5番、想定される成果物です。(1)「日本語教育の参照枠」の分野別能力記述文「生活Can do」に収録されるCan doの提示。(2)番、生活Can doに基づいた「学習項目の要素」の提示です。参考資料4の説明は以上となります。

○戸田座長

5番にも関わりますが、前回の会議では、委員から「日本語教育の参照枠」との関係についても御質問を頂きました。検討の前提として、昨年11月に小委員会に取りまとめました「日本語教育の参照枠」一次報告や、その中に収録されている「標準的なカリキュラム案Can do」(試案)の関係について、改めて確認しておきたいと思っております。参考資料3を使います。事務局、説明をお願いいたします。

○松井専門職

事務局から、参考資料3につきまして御説明いたします。こちらは「「日本語教育の参照枠」一次報告概要」となっております。この概要の中で、今回のワーキンググループの審議内容と関係あるところについて、再確認ということで説明させていただきます。

座長から説明があったとおり、昨年11月に一次報告というものが取りまとめられました。概要に関しては、参考資料を1ページの図表のとおりではございますが、「日本語教育の参照枠」とは、CEFRを参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みでございます。

一番左側、「日本語教育の参照枠」の一次報告案の構成については、次のページで御説明いたします。真ん中、全体的な尺度と言われるものです。御存じのとおりCEFRは、日本語能力について6レベルで示しております。本ワーキングにおける「標準的なカリキュラム案Can do」につきましても、この6レベルのレベルを付けて、今、作成が進んでいるところでございます。

図表一番右の上は、目指すものです。①学習者を社会的存在として捉える。②言語を使って「で

きる」ことに注目する。③多様な日本語使用を尊重するという三つの言語教育の理念の柱がござい
ます。こちらに関しても「標準的なカリキュラム案Can do」の作成において、今回は特にB 1、自
立した言語使用者としてのB 1レベルのCan doの開発を主に目指しておるところから、その扱われ
るCan doにおいても学習者を社会的存在として捉え、より社会に深く広く参加していけるような日
本語能力の習得を目指すCan doの作成を進めているところでございます。

これまで、昨年作りました「標準的なカリキュラム案Can do」（試案）というものは、主にA 2レ
ベルが多く、社会的参加という観点においては、生活サバイバルレベルの受け身的な言語行動が多
かったように思いますが、今年度作成しておりますB 1は、更に地域社会の中に参加していける、
地域コミュニティの中に溶け込んでいける、そのための日本語による課題遂行を主眼としてCan
doを作成しているということになっております。

続きまして、参考資料3の図1、次のページになります。「日本語教育の参照枠」一次報告の構成
というものを御覧ください。ここで示されております真ん中の2、「日本語教育の参照枠」一次報告
の構成というところになります。まず、「日本語教育の参照枠」として示された範囲は、上半分の黒
い枠の中になります。この中には、いわゆるC E F Rの6レベルを示した全体的な尺度というもの
と、資料の次のページにあります言語活動別の熟達度というもの、これはC E F Rの6のレベルに
加えて、五つの言語活動、合計30の枠の中にそれぞれ目標となるCan doが示されているもので
すが、これに当たります。

三つ目は、言語能力記述文、中でもC E F Rが開発しておりますCan doを日本語に翻訳したもの
を、昨年のワーキンググループ等で、より日本語教育の文脈に合わせて少し手を入れたCan doが、
約500弱ございます。「日本語教育の参照枠」として示す範囲はこの三つになります。

加えまして、分野別の言語能力記述文として、下に四つ枠があろうかと思えます。一番左から生
活Can do、就労Can do、留学Can do、その他○○Can doとなっております。参照枠の示す範囲の次
として、分野別の言語能力記述文というものは、それぞれの教育機関、省庁などが示すもので、文
化庁国語課としては、「生活者としての外国人」に対する日本語教育を所管している関係から、生活
Can doというものを示すということで、今、「標準的なカリキュラム案Can do」の作成をし
ているところでございます。文化庁国語課としては、この一番左の枠、生活Can doの整備を進めて
いるということでございます。

そのほかのCan do、就労に関しては例えば厚生労働省がCan doの評価のひな形の作成を進めて
いるということも聞いております。このように、今後、分野別の言語能力記述文の整備が進んでい
くものと想定されます。

さらに、その下、現場Can doと書いてあります。生活・就労・留学のCan doを基にして、更によ
り現場に密着したCan doを個別の団体、教育機関が自由に作成していただいて、御活用いただけれ
ばと思っております。

このように、現場でのCan doを作成する一つのモデルとして、分野別の言語能力記述文を示す
という構造になっております。

続きまして、資料は特にございませんが、現在審議が進んでおります二次報告におきましては、
これは日本語能力の評価ということで、日本語教育における評価の手法や事例を幅広く示すとい
うところで審議が進んでおり、今年度末までには二次報告を取りまとめていく予定でござい
ます。

説明は以上になります。

○戸田座長

本ワーキンググループの趣旨確認、経過確認、参照枠の確認をいたしました。委員から確認や御
質問がありますでしょうか。お願いします。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

今、御説明のあった生活Can doについて、その下に現場Can doというのを想定し、生活のとこ

ろにもマルがありますが、これはどういうことを想定していらっしゃるのか、教えてください。

○松井専門職

事務局から説明いたします。例えば、生活Can doといった場合、それぞれの地域の日本語教室等々で、生活Can doを参考にして、より自分の現場や自分の住んでいるところに合致したCan doを修正したりして作れるということを想定しています。現場Can doというのは、個別の教育機関や日本語教室等で自由に作って活用するCan doという位置付けです。

例えば留学Can doというものが今後整備されていけば、個別の教育現場、例えば日本語学校であるとか大学等で様々個別に定めるCan doというのは既にたくさんございますので、そういうものがここで示す現場Can doというものになろうかと思います。以上です。

○松岡委員

生活Can doの場合は、例えばどういうものを考えていらっしゃるのか、例をください。

○松井専門職

「標準的なカリキュラム案Can do」でも少し触れていますが、例えば子育てをしている保護者の方が、学校のお知らせを読むことができるであるとか、夜間に子供が急に熱を出したときに、電話をして、救急でその子供の病状を知らせることができる、さらに地域にとっては重要な課題である防災や防犯などに関するCan doなどを具体的な事例を豊富に示すことによって、こんなことを勉強したらいいのか、地域の日本語教室ではこんな活動をすればいいのか、というサンプルを豊富に示せるよう開発を目指しているところです。

○松岡委員

分かりました。

○戸田座長

審議を進めてまいります。現在、「標準的なカリキュラム案」を改定する作業の基礎となる調査研究を進めているところですが、その調査研究について報告いたします。まず、調査研究の概要について、事務局から説明をお願いします。

○北村専門職

調査研究について配布資料2に基づきまして、御説明させていただきます。「『生活者としての外国人』のための『標準的なカリキュラム案』の改定に関する調査研究について」というものです。

趣旨です。標準的なカリキュラム案改定の前段階として、主に現在の標準的なカリキュラム案に収録されました「生活上の行為の事例」を見直す。そして、「生活者としての外国人」のための日本語教育の内容に関する文献調査。そして、日本語教育実施機関への実態調査等を行って、改定作業のための基礎資料を収集いたします。

実施期間は、令和2年11月から令和3年3月までということで、現在進行中です。

内容については、(1)から主に(4)までありますが、(5)の検討項目も含めて5項目挙げております。

まず、一つ目です。有識者を集めました会議における検討。この調査研究では、内容の検討ですとか方針の決定のために有識者会議を設置しております。この有識者会議には、このワーキンググループからも協力者の4名に御参加いただいて、審議をしていただいております。また、その4名に加えまして、さらに2名、「生活者としての外国人」のための日本語教育の御経験が豊富な方を選定して、計6名で方針や内容について協議していただいております。会議は3回開催予定で、うち2回は既に終了しております。

(2) 番です。現行の「標準的なカリキュラム案」の生活上の行為の事例の見直し。こちらは、文献調査を中心として実施の予定ですが、有識者会議の委員の御意見を参考に、「標準的なカリキュラム案」を活用して作成された教材が約300点あると把握しておりますが、こちらを分析していくということを実施しております。分析の対象となる教材は、平成24年から令和元年までの「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、特に地域日本語教育実践プログラム(A)を活用して作成された教材といたします。

続いて実施団体へのヒアリングということで、「標準的なカリキュラム案」を活用している団体の教材や指導内容について知見のある方にヒアリングを5件程度行う予定です。

以上の2点、教材の分析と実施団体へのヒアリングを通じまして、現行の生活上の行為の事例の見直しを実施いたします。また、「標準的なカリキュラム案」についての課題、こちらは前回の会議で、課題があればこのワーキンググループにも御提供いただきたいという委員からの御要望もありましたので、そちらについてもヒアリング等を通じて収集の予定です。

(3) 実態調査です。こちらは現在実施中の調査になります。生活上の行為の事例を絞り込むことを目的として実施しています。生活上の行為の事例は、「標準的なカリキュラム案」についての中に、一番細かいものを数えますと1、300程度あります。全てについてCan doを書き、それを教育内容として提示するということは難しいと思いますので、その優先順位を決めるために、実際の外国人の皆さんに、頻度や日本語での使用状況といったことをお伺いして、絞り込みを行う目的で実施しています。

詳細は配布資料3を使って後ほど御説明することになると思いますが、2月14日時点のデータを現在では集計しております。回答数は366の時点です。ただ、その分析以降も回答は増えておりまして、2月15日時点では合計で460。最新が17日、昨日になりますが、昨日時点では569まで伸びております。

2ページ目、標準的なカリキュラム案の「生活上の行為の事例」に基づくCan do等作成です。「標準的なカリキュラム案」では、「生活上の行為の事例」が、「子育て・教育を行う」「働く」も全てカウントを行いますと、約1、300項目あります。そのうち、今年度検討する予定であります項目について、Can doを作成します。それが800あります。

1、300のうち何を除いたかということが、下のボツ二つです。既にCan doとして作成されております「標準的なカリキュラム案Can do」(試案)と重複する項目。そして、来年度検討する予定としております、「子育て・教育を行う」「働く」に関する項目。この2点を除きますと800程度になりますので、こちらについてCan doの作成を随時進めている状況です。

具体的な手順としては、作業に当たる「生活者としての外国人」に対する日本語教育経験のある日本語教師に対して、トレーニングを実施いたしました。また、800の項目について、一次報告を参考にレベルを仮で付けております。その仮で付けたレベルを参考にCan doを作成し、それに応じた学習項目の要素、場面ややり取りの例を作成しております。

また、今後の予定になります。相互確認ということで、作ったものを互いに確認し合うという作業を予定しております。

今後の検討項目という(5)番を御覧ください。作成したCan do約800項目を、実態調査の結果、生活の中での遭遇頻度や日本語での達成状況、できるようになりたいか等の希望、日本語能力の自己評価等を基に、分類・分析を行う予定です。

私からは以上ですが、今、御説明いたしました(4)番標準的なカリキュラム案の「生活上の行為の事例」に基づくCan do等作成に関して、専門職の松井より補足させていただきます。

○松井専門職

現在進んでおりますCan do作成に関しましては、「生活者としての外国人」に対する日本語教育経験のある日本語教師4名の方が、Can do作成を行っていただいております。それぞれ地域における日本語教育の御経験、実践経験豊富で、地域における外国人の言語行動や必要とされる課題

遂行などについてよく把握できている4人の方にCan doを作成していただいております。

Can do作成に当たっては、今回は6レベルのレベルが付いたCan doの作成を行うということで、単にCan doを作成するだけではなく、CEFR「日本語教育の参照枠」の六つのレベルに合致した書きぶりとしてのCan doの作成が求められておるところでございます。

そこで、CEFRへの6レベル、「日本語教育の参照枠」の6レベルのレベル感を持っていただくために、Can do作成者の間で、ワークショップ等を実施したところでございます。トレーニングというのは、具体的には国際交流基金が公表しております6レベルの評価が付いた素材を用いて、Can doのレベル判定を一緒に行うなどした上で、Can doの作成に入ったところでございます。このトレーニングの実施においては、夷石委員に御参加いただき、助言等を得ながら行ったところでございます。

続きまして、CEFRの六つのレベルのレベル感についてのトレーニングを行った後、Can do作成を行ってもらっているところでございます。先ほど説明したとおり、おおむねB1のレベルを中心にCan do作成をしていただいているところであります。子育てと教育を行うという分野については今回は作成せず、来年度となりましたが、より地域に密着した、地域社会への参加を目指すCan doをたくさん公開することによって、今後、地域の日本語教育の場において、文法とか決められた文法語彙項目を順番にこなすのではなく、Can doを見て、こういう学習活動をしようなどといったヒントとなるようなCan doを多数作成していけたらと思っております。

今後の作業に関しては、Can doの作成が終わりましたら、作成者相互での相互チェックを行ったり、必要に応じて学習項目、そのCan doから導き出される場面とかやり取りの事例等もできるだけ整備していけたらと思っております。以上です。

○戸田座長

ありがとうございました。この調査研究には、有識者として、今示されたように本ワーキンググループから協力者の4名が参加しています。まず、協力者の皆様、コメント、御意見などありましたら、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。夷石委員、お願いいたします。

○夷石委員

Can doのレベルに関するトレーニング等に参加させていただきましたので、あくまでもコメントということと、今後の作業について、有識者委員会の方でも既にお話はさせていただいている件、重なる点はあるかと思うのですが、お話しさせていただきます。

まず、トレーニングに関しましては、大変短い時間で協力者の方々が懸命にレベル感を作り、そして共有している様子というところを私も拝見していて、その辺は比較的やはり現場の経験もある方なので、よく出来ているとは思っています。しかし、作業は個人でやってまた集まってという機会が、それなりに作られてはいると思うのですが、レベルを共有する機会というものを積極的に作っていただかないと、作業は大変ではないかと思いました。

もう一つ、出来上がったCan doの相互確認が予定されていますが、今回経験が豊富な方とはいえ、4名及び文化庁の皆様のみの確認になってしまいますので、現場の声を拾うような、広い範囲でのCan doや学習項目の要素の確認、検証を行う必要があるのではないかと思います。

○戸田座長

夷石委員、ありがとうございました。土井委員、お願いいたします。

○土井委員

私も有識者会議の中でお話ししたことも含めてということになりますが、幾つかコメントさせていただきたいと思います。

まず、今回多くの方からアンケートの回答を頂けたということが、非常にうれしかったですし、

今後の調査の分析を進めていく上で非常に大事だと思っています。

ただ、回答された方の国籍、言語と、実際日本に暮らしている方々の言語の割合というのは、ずれがありますので、そういったところも加味しながら進めていく必要はあるかと思っています。

実は、生活の中でこういったことが必要とされているかというのは、出身国や使用している言語以上に、在留資格によって、どのような日常生活を送っているかといったことから必要性が大きく変わってくると思うのです。例えば市役所から送られてきた広報紙が読めた方がいい人と、あまり読めなくても生活に支障がない人というような形で、いろいろとニーズが異なってくると思います。そういったところを今回どこまで加味できるか、難しいとは思いますが、一応念頭に置いておかなければいけないと思っています。

それから、Can doは、日本語でこういったことができるようになった方がいいことを考えていくわけですが、日本語教育という視点からだけではなく、多文化共生社会、今回の目的にも書かれている言語・文化の相互尊重を前提としながらといったところを考えていくと、必ずしも日本語でできなければいけないということを積み重ねていくのではなくて、日本語でできた方が良く、社会として、やさしい日本語も含めた多言語でしっかりと情報提供していくべきことがあると思います。これが日本語でできないからといって、生活で大きな不利益を被ることがないような社会にしていこうという観点も、私たちは共有しておかなければいけないと思いました。

その2点を私からはコメントさせていただきたいと思います。

○戸田座長

仙田委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○仙田委員

土井委員のおっしゃったことに私も大変共感するのですが、やはり日本語教育の中で扱っていくのが適当だと考えられるものと、そうではない、社会的なサービスを整えていくということと、両方考えていく必要があるのではないかと感じています。

ですので、今後Can doの選定をしていくに当たっては、なかなかCan doの方でそこまで触れることは難しいかもしれませんが、例えば社会の側でどれだけ日本語に代わる代替手段のような可能性というのが整えられていく必要があるのかといったようなことにも目を配りながら、Can doの選定につながっていくといいのではないかと感じています。

○戸田座長

ありがとうございました。ヤン委員、いかがでしょうか。

○ヤン委員

皆様がおっしゃったことに同感です。特に、多言語対応ができることと、日本語でできないといけないことをどのように加えればいいのか、難しいのですが、その観点が入るといいと思いました。

今、実態調査もしているのですが、全体的にCan doをどのベクトルでまとめるのかというのが、十分に想像できていなくて、例えば日本語を学ぶ方の日本語能力といったレベルなのか。それぞれの属性、その人が置かれた環境やジェンダー、来日歴、帰国予定などがどこまで反映されるのか難しく感じています。

○戸田座長

ありがとうございました。課題が示されたかと思いますが、今のコメントに関しまして、何か質問や御意見がありましたら、お願いいたします。石井委員、お願いします。

○石井委員

具体的に学習者といろいろな活動を行っていくときに、方言はどういう扱いは、どこかで議論が既にあるのでしょうか。そこはまだ検討されていないのでしょうか。方言に関して具体的な言語使用を考えていかなければいけないと思いましたので、御質問させていただきました。

○戸田座長

いかがでしょうか。

○松井専門職

事務局から御説明させていただきます。地域で使われている言葉、いわゆる方言ということに関しては、一次報告の中で、多様な日本語使用を尊重するというようなところで反映されているところがございます。多様な日本語使用というのは、第2言語として日本語を話す方の多様な日本語の表出の在り方を尊重するというに加えて、地域でのいろいろな言葉の使い方、ありようについても多様性を認めていくということが、日本語教育参照枠の根本的な考え方というところを御説明させていただきます。

さらに、今回作成するCan doにおいて、方言はどのように反映されるかということにつきまして、実は今回開発されるCan doがB1が中心になるということを考えますと、B1のCan doというものは、B1のレベルの特徴として、共通語による話し方とか共通語による会話というようなところが一つのレベルのマーカーとして提示されているところがございます。

そうなりますと、B1レベルにおいては、まだまだ方言というものを積極的に取り扱うということが難しいレベルであるということは推測されるかとも思います。ただ、方言をどのように扱うかというのは、単語レベルなのか表現レベルなのかについては、いろいろな捉え方があろうかと思しますので、大きな目安として、いろいろな方言を取り扱うということになるべくそこに取り入れて、Can doを作成できればというふうには思っておるところでございます。

なかなか方言に特化したCan doという実例が少ない中、試行錯誤しているところでございますが、方言等については、これからも丁寧に地域の状況を見極めながら、Can doの作成を行っていきたいと考えているところでございます。

○戸田座長

ヤン委員、お願いいたします。

○ヤン委員

先ほどからB1レベルを作成と出ているので、確認したいのですが、先ほど参考資料3で、全体の尺度から言語活動別熟達度、それから言語能力記述文というのが出てきて、今、作っているCan doは、B1レベル以上を超えたものに関しては、C、B2以上に入れておくという考え方でよろしいでしょうか。

方言の話は、地域ごとに方言が違うので、現場Can doに限りなく近いのかなと考えています。したがって現場でそれぞれの地域の実情に応じてという文言がどこかに入れば、それは解決できるのではないかと思います。

○北村専門職

現在、手順といたしましては、配布資料2の2ページ目でも御紹介しましたとおり、「具体的な手順は以下の通り」の下のところですね。そのポツの二つ目、全項目について一次報告を参考にレベル付けということをしておりますので、実際にある生活上の行為の事例については、それに応じたレベルが全て付いている状況です。

手順としては、全てレベル分けをして、全てについてCan doを作成する予定ではあります。そこで、B 1 ということをやっていくかということなのですが、配布資料 2、同じく 2 ページ目なのですが、その後、相互確認を経まして、B 1 レベルのものを選んでいくということになりますので、レベル分けについては、あるもの全てについてレベルは付き、Can do も書く。その後、精査をした後で、B 1 のものがどれかということを決めていくということになります。

○松井専門職

補足いたします。実際今、作成いただいているCan doは、B 1 を作るというよりも、なるべく幅広に作って、B 1 から優先して精査していくという方向でございます。もちろん既に公開されている「標準的なカリキュラム案Can do」の試案においても、若干B 1、B 2 のものがございます。なので、B 2 のものが決していないとか、B 2 を現状で作らないということではございませんし、今、作成いただいているCan doの中にも、一部B 2 のものが含まれております。といいますのは、やはりB 1 のレベルというものを正確に判定するためには、一つ上のB 2 のCan doがないとB 1 も確定できないという意味合いで、B 2 までは作成するということです。

ただ、その一方で、C 1、C 2 のCan doに関しては、現状開発する予定がないということでございます。この理由は、御存じのとおり、いわゆる外国語教育において、上げていけるレベルがB 2 までという考え方がございます。その考え方に基づいて、当面はB 2 までを想定して、幅広にCan doを作っていくというようなことを想定しております。

二つ目の方言の問題については、御指摘のとおり、これは生活ではありませんが、例えば就労場面において介護のお仕事をされる方は、方言を理解するということが職務遂行上の重要な要素になってくるのではないかと思います。加えまして、地域の自治会や町内会に入っていくといった場面でも方言の理解が重要な点になってくるとは思いますので、考慮していきたいと思います。

さらに、現場Can doの中で方言を取り入れたCan doを作っていただいて、地域で御活用いただけるような、指針になるものを今後盛り込んでいけたらと思います。

重要な点としては、方言にも含めて、例えばA 2 のCan doの中で、相手がゆっくりと話してくれればとか、相手の助け舟があればという、外国人側ではなく、日本人側の配慮を求めるようなCan doも多数ございます。そういうところのCan doを丁寧に示すことによって、相互のコミュニケーションの仲介というか、助けになるようなCan doを示していければと考えております。

○戸田座長

ヤン委員、よろしいでしょうか。

○ヤン委員

もう一点よろしいですか。例えば名のるといったとき、書き方として、A 1 レベルの人がもう少し学んだらA 2 になって、もう少し学んだらB 1 に行ってしまうように、同じCan doでレベルが上がるというつながりが出てきますか。夷石委員が御存じかと思いますが、どうでしょう。

○夷石委員

恐らくヤン委員がおっしゃっているのは、生活の行為の事例の整理の中の一つの項目であっても、Can doの書きぶりによっては、A 1 からスタートして、例えば手助けが要らなくなったらA 2 になってきて、概要だけをつかむならA レベルだけれど、同じ項目でも詳細になればB 1 とか上に行くのではないかと。そういうつながりがどのようになっているのかという質問だと理解しました。その点、私も今、発言しようと思っていたところです。

○ヤン委員

いわゆるスパイラル的に可視化できるかが気になっていて、どう見せるかが気になりました。

○夷石委員

今回、生活の行為上の事例の整理から、一次報告案の中にある標準的カリキュラム案のCan do一覧の部分は抜いたとは思いますが。こちらの作業としても、特に生活のサバイバル要素で必要だったので、A 1、A 2の幅のものがほとんどです。

今回は、そこを対象外としてCan doを作られていて、そこのB 1を中心に作業されていると思うのですが、B 1だと思っても、Can doの書きぶりによっては、A 2やA 1になると思います。下めのレベルも作れると思うのですが、そういうものも踏まえて、今後どうするのかというお話だと思います。

○松井専門職

例えば同じ自己紹介でも、単純なものから複雑なものまで、レベルによって様々な自己紹介の仕方があろうかと思うので、その辺りも、来年度Can do開発・整備する中で、スパイラルの中でグラデーションが出るようなCan doの書きぶりを検討していきたいと思っております。

○夷石委員

ありがとうございます。

○戸田座長

ほかに何か御意見がありでしょうか。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

2点です。地域差、先ほど方言の話に言及がありましたが、方言以外にも生活が地域と都市部では大分違ってくる場合がありますので、その辺りの配慮というのが今回検討の中で入れられているのかどうか、伺いたいと思います。これが1点目です。

2点目が、今のレベルをどうするかということとも関係すると思うのですが、挙がってきたカテゴリー、大カテゴリー、小カテゴリーと出てくると思うのですが、その妥当性がどうかとか、信頼性がどうかとかという検証をどのように行っていくのかということについて伺いたいと思います。

○北村専門職

まず1点目、地域における生活の行為等が変わってくるのか、地域差があるのではないかということについてです。現状では、広く全国各地に居住する外国人の皆さんの生活を反映するという観点から、そういった地域差については考慮を行っておりません。

ただし、調査等の範囲は全国に及んでおりますので、声が拾えていないかということ、確実に全国からお声は拾えていると思います。後ほど、本日の資料にも掲載はありますが、回答いただいている外国人の皆さんの居住地についても情報がありますので、見ると都道府県別にまとめているのですが、ゼロの都道府県もありはするのですが、特定の都市部に著しく偏っているとか、そういうことはありません。

2点目、検討についてです。今後、今年度はCan doを作るところまでを予定しております。来年度以降、第三者の目をもって、このCan doが妥当であるかどうかということの検証は進めていきたいと思っております。

○松岡委員

この今回のCan doの中で、もともと作られたA 1、A 2レベルにかなり国際交流基金のJ Fスタンダードの中のものが入っていると思うのですが、国際交流基金では、この検証作業というのは

どのようにやられていたのか、もし御存じだったら教えていただきたいと思います。

○戸田座長

お願いいたします、夷石委員。

○夷石委員

国際交流基金の方ではというより、C E F Rを含めてCan doの検証は、幾つかの段階があります。今回作られたように、まずCan doの素案、種を作った後に、複数の経験者から今度はそのCan doの書きぶり、内容が、現場に合っているか、そしてそのレベル感というものが妥当なものかなど、いわゆる質的な検証を繰り返し行います。やり方はいろいろな手段があるのですが、レベル感の並べ替えをしたり、Can do文をその順番に並んで見てみるとか、幾つかの質的な検証を行うということが一つあります。

もう一つの方が、量的な検証といいまして、学習者もしくは教師の方にアンケート等を取りまして、実際の現場のパフォーマンスとCan doでの評価がどうなのかというデータを集め、統計的な検証を行うなどのやり方もあります。

国際交流基金のJ FスタンダードのCan doに関しましては、質的な検証は必ず通しております。量的な検証に関しては、先日報告書も発表させてもらったのですが、一部のCan doにおいて量的検証も行い、C E F Rとの比較ということで検証して、おおむね妥当だろうという成果が、一部のCan doに限ってはありますが、出ています。

○松岡委員

ありがとうございました。

○北村専門職

先ほど松岡委員に御質問いただきました検証の予定について、補足をさせていただきます。

参考資料6を御覧ください。参考資料6は、令和3年度の文化庁における日本語教育の予算(案)の参考資料になります。こちらの8ページ、日本語教育に関する調査及び調査研究というところを御覧ください。こちらには、日本語教育に関する調査及び調査研究ということで、複数の調査、調査研究の予定が記載されております。このうち、2.の日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究。こちらの①番、生活日本語Can doの検証のための調査研究ということで、「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」を改定するため、「子育て」等の分野の追加や質的・量的検証を行うということで、予算の計上があります。この調査研究の中で、松岡委員に御指摘いただいたことも実施していきたいなと思っているところです。

○松岡委員

ありがとうございます。

○戸田座長

続きまして、事務局から調査研究のうち現在進行中の実態調査についての説明をお願いいたします。資料は、配布資料3「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する「生活上の行為の事例」実態調査について」、参考資料5「「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案改定のための「生活上の行為の事例」についてのウェブアンケート」です。

○北村専門職

配布資料3、参考資料5を使って御説明いたします。配布資料3「「生活上の行為の事例」実態

調査について」ということで、実態調査の概要と先ほども御紹介いたしました2月14日時点、総数366を中間でまとめたものの御説明をしていきたいと思っております。

まず目的です。標準的なカリキュラム案へのB1相当の生活上の行為の事例追加、そしてCan do策定を目的として、生活上の行為の事例の絞り込みを行うということになります。実際には、外国人の皆さんを対象に各項目の生活の中での遭遇頻度を聞き、そしてその結果を基にCan do作成の項目選定を行うというものになります。

対象者です。中心となりますのが、文化庁事業を活用する団体に協力を依頼し、500名を回収目標として実施しております。

続いて、方法としてですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を考慮しまして、ウェブアンケートの形を取っております。

翻訳の言語です。こちらに書いてあります11言語を対象としております。こちらの選定については、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策、そして文化庁が実施しております日本語教育実態調査の日本語学習者の国籍、あと我が国に在留する外国人の国籍の3点を考慮して選定しております。

続いて期間です。2月8日から2月23日。当初16日でしたが、延長しております。

調査内容についてです。「標準的なカリキュラム案について」から、「生活上の行為の事例の整理」、ページで言うと121から154の項目のうち、「事例1（上位項目）」を対象といたします。全部で約130が対象となっております。

調査票の内容については、参考資料5として、調査項目の実際のものを全て御提示しております。内容の概要としては、調査目的説明と調査依頼文、そして基礎情報、年代、性別、15歳以下の子供の有無、出身国、在留資格、居住地域、言語、滞日年数、職業、日本語使用状況等を聞いております。こちらの基礎情報については、参考といたしましたのは、参考資料にもあります標準的なカリキュラム案策定時の「生活上の行為についてのアンケート」、そして国立国語研究所で実施されました「生活のための日本語 全国調査」の調査票です。

続いて、各項目についてどのようなことを聞いているかということになります。生活の中での遭遇頻度、日本語での達成状況、できるようになりたいか等の希望等について、回答を求めています。

こちら参考資料を参考に、聞き方について決定しております。以上が概要です。

2ページ目以降が、実態調査の結果の一部抜粋になっております。まず、前半の緑色の色付けをしているページ、F1からF18までの項目です。こちらが先ほど御説明しました基礎情報のまとめになります。基礎情報でお伺いしていることを機械的にまとめたもので、緑色の色付けは、最も濃いものが最多の回答で、徐々に薄くなるにつれて2番目、3番目の順になってくるということになっております。

続いて、緑の色付けのページが終わりますと、調査票イメージという細かい表の一覧が出てまいります。2ページにわたっていると思います。各項目、単純に調査票の番号で並べておりますが、こちらを80まで抜粋したものになります。今回は調査途中ということもありまして、イメージをお伝えするために、全てではなく途中までということで御提示しています。

表の見方が左肩にあります。まず、生活の中での遭遇頻度をまとめております。上位2番目までの回答割合のものを、オレンジ色で色付けしております。生活の中での遭遇頻度の列の左の1から6、全くないから毎日まで、頻度を聞いております。こちらの平均点を出しまして、それを順位付けしたものが右の二つの列になります。こちらの見方です。各項目における平均点を高いものから順に付け、そして青い色付けについては、濃い青が上位3分の1、薄い青が真ん中、白が頻度が低いものというまとめ方になっています。

続いて、右の「日本語での達成状況とできるようになりたいかの希望」というところです。こちら回答されたものをパーセンテージで示したものが左の3列で、回答の順位をこちらで付けております。黄色は、最も回答割合が高い、三つのうち、どれが一番高かったかということ黄色で色付けしております。

○戸田座長

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、地域の日本語教室も開催できなくなってしまっているところが多くあると承知しております。本調査の対象となる「生活者としての外国人」の方々に調査を届ける、お願いすることが難しい状況であったことは想像に難くありません。そのため、本日の時点においては調査結果の詳細を皆様に御報告できないことを、本ワーキンググループの座長としても残念であり、申し訳なくも思っております。

一方で、このような中、本調査の趣旨に賛同いただき、調査に御協力いただいた支援者の皆様、地域日本語教育関係者の皆様に心より感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

委員の皆様には、速報版・分析のイメージがカラーでお手元に届いていると思いますが、調査結果について、調査研究の有識者の委員よりコメントがあれば頂きたいと思います。いかがでしょうか。ヤン委員、お願いいたします。

○ヤン委員

在留外国人の国籍と今回の調査で回答があったものが違います。例えば今、日本に多くいらっしゃる方は、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルという順になってくると思うのですが、回答数を見ると、フィリピンが6とか、あと一つも回答がないとか。ネパールも6しかないというずれは、今回は、あくまでも回答した数で割り出すのか、見直しがこれからあるのか、教えてください。

○北村専門職

あと数日、調査期間がありますので、今後は御依頼をした団体さんにリマインドを掛けさせていただく予定ではおります。その際に、今回のこの資料ですが、お礼も含めて共有はしたいと思いますので、改めて調査研究の再依頼をするとともに、実態を反映した、もし仮にお願いしていない国籍の方等がいらしたらお願いする形で、再依頼させていただくことは可能です。

○ヤン委員

今回の調査を、それこそ日本全体のあくまで縮図として捉えるのか、令和2年度末に回答したもの、つまりたまたま集計できたものと捉えるのか。回答してくださった方の、例えば年齢が20代、30代が多かったり、女性が若干多いとか、回答した地域も非常にばらつきがあって、縮図として捉えるのは無理があるかなと思っていたので、その辺りをどのように捉えるのかについて教えてください。

○北村専門職

当初にこの調査研究の計画をした際から、あくまでこの調査研究の結果は、作成したCan do、またレベル付けを作業の中で行っていますが、その参考資料として実施するという位置付けです。ですので、こちらを参考に今800作っていると先ほど申し上げました。その800をふるいに掛けるといって参考情報として使用いたします。ヤン委員がおっしゃったように縮図として捉えるというよりは、令和2年度時点のできる限り集めた情報を基にCan doを選び出すということに使うということになります。

○ヤン委員

分かりました。ありがとうございます。

○戸田座長

仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

仙田です。先ほど、座長からもお話がございました。本当にこの大変な状況の中、ごく短期間にウェブアンケートを整えられて、多言語翻訳などもされて、それで当初の目標を上回る回答が現時点でもあったということで、本当に協力してくださった皆様方のおかげだなと思って、大変ありがとうございます。

これをこれからCan doの選定の参考としていかなければいけないわけなのですが、全体的な感想みたいな形にもなってしまうかもしれないのですが、ぱっと見たときに、今の状況の中で、今の中間報告という段階においても、生活の中での遭遇頻度が全くないとか、年に数回というようなところの選択肢に非常に集まっている状況があって、これをどのように捉えて、今後の選定の参考にしていけばいいのかというところが、まだ私の中でもどのように考えればいいかなと悩んでいるところです。

前の発言に戻ります。ヤン委員からも、今後どういうベクトルでというふうなお話もあったので、その辺りのことについて、現時点の状況で、ほかの委員の皆さんがどのように捉えてらっしゃるのかというのを聞かせていただけるとうれしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○戸田座長

いかがでしょうか。

土井委員、お願いいたします。

○土井委員

この調査結果については、一つの事実として受け止めて、北村専門職がおっしゃったように、これだけをもってどうこうするというよりは、今後話を詰めていく中で大事な資料として参考にしていくということで、個人的には良いのではないかと考えています。

ただ、文化庁としてこれを基にカリキュラムを充実させていくこととは別に、それぞれの現場でこれがどのように活用されるのかを考えたときに、例えば一つの地域日本語教室で、学習内容をこれに沿ってやっていこうとはならないのではないかと思います。こういう結果があるということは知っておきつつ、大事なのは、目の前にいる学習者が何を求めているかということで、授業の内容を考えていくと思います。

一方で、例えば技能実習生の方に対する日本語教育を行う機関などが、この調査の中から技能実習生が特にニーズとして求めている部分を抽出し、それを基に教育内容を変えていこうと参考にするなど、それぞれの現場で活用いただけるものではないかと思います。

そう考えると、この結果をどこまで分析して、どこまでを公開するのか。そして調査結果を二次利用できるような形になるのが、気になります。

この結果を一覧でまとめるというのも一つだと思いますし、例えばそれをフェースシートの項目の国籍別、在留資格別でこれだけ違いがあると提示していただけるとうれしいですね。そこまではできないということであれば、一定のルールは必要かもしれませんが、生データを共有して、研究者の方々が適宜ピックアップしたものを分析して、教材開発等に活用できるような形というのも私はいいなと思っています。そういう利用になると、仙田委員がおっしゃったように、あくまで活用する側がどう捉えて、どう発信していくのかということになるのではないかと思います。

○戸田座長

仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

土井委員、ありがとうございます。確かにそのような捉え方で活用できる面が大いにあると思います。今の御発言を受けて、一つ思ったことなのですが、今は頻度とそれから日本語での達成状

況とかできるようになりたい希望というところで指標が立てられています。今から調査をするかどうかはなかなか難しい面があるのですが、もう一つ大事な観点として、外国人の住民の人たちの周りにいる周囲の人あるいは職場、それから地域社会の側が、何を日本語でできるようになってほしいのかという視点もあるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○北村専門職

事務局より御回答したいと思います。もしそのようなことも調査すべきということになりましたら、実施機会としては、今後「標準的なカリキュラム案」の活用団体に対するヒアリングの機会がありますので、そこに盛り込むことは可能です。

○仙田委員

分かりました。例えば、できるようになりたいというのがX軸にあって、身に付けてほしいというのがY軸にあって、そのXとYのどちら辺にそれぞれの項目がプロットされるのかという捉え方で、カリキュラム案の選定に参考にすることもできるのかなと思いつつ、でも、そんな膨大な作業ができるのかという不安もあったりします。

○北村専門職

分析の観点として重要な情報だと思いますので、本調査を委託しております事業者とも相談しつつ、報告の方法については考えていきたいと思います。

先ほど土井委員に御指摘いただいた結果の公開についてですが、こちらにも有識者委員そして事業者との相談にもなりますが、恐らく最終報告書の参考資料としては、集計表の一部になるのか全部になるのかというところも検討いただくことと思います。参考資料としては掲載することになると思っておりまして、地域で参考にしていただくことは可能だと思います。

○戸田座長

他にいかがでしょうか。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

今の情報公開とも関係あると思うのですが、全体の集計を大きくしてしまうと、在留資格とか、それから地域とか年齢とか、それに加えて日本語の今の能力がどうなのかというところを省いてしまうと、できる人に「できるから要らない」と言われてしまうと、学習しなくていいのかという話になってしまう可能性もあると思います。細かく見るということをどこかの機会でするような形で資料を使わせていただけるとありがたいと思います。是非御検討をお願いします。

○北村専門職

ありがとうございます。レベル別の観点についての御指摘は、調査研究の有識者会議でも頂いております。結果の分析等にも反映させていただく予定です。

○戸田座長

ほかに御意見おありでしょうか。土井委員、お願いいたします。

○土井委員

仙田委員がおっしゃった、日本人側にこういうことが日本語でできた方がいいと思うかを問うということに関して情報提供なのですが、私が少し関わった平成19年度愛知県豊田市で日本語学習支援システムを開発する前段階の調査で、日本人の地域の方々、自治会の方とか学校の先生とか病院の通訳さんなどにそういったお声を聞いています。

例えば職場で言うと、日本語ができることによって何が変わるかで、作業上のミスは減るだろうとか、日本人従業員とのコミュニケーションの部分では改善するだろうという期待が多かった反面、職場でのルールが守られるかどうか、労働慣行への理解が進むかという点、そこは母国との違いだとか、日本人でもルールは知っていても守らないという人はいるので、個人の性格で大きく変わるだろうと。では個人の性格によらず、確かにこれが日本語で理解できれば、作業のミスが減るだとか挨拶が交わせるようになるという部分を中心に日本語の教育を進めていこうとまとめました。

そういったこともありますので、文化庁でも参考にされてはどうかと思い、発言させていただきました。

○北村専門職

取り寄せて参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○戸田座長

それでは、次にワーキンググループも関係する「日本語教育の参照枠」の今後の予定について、説明していただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○松井専門職

事務局より、配布資料4「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール案について説明させていただきます。「日本語教育の参照枠」につきましては、令和元年度から令和3年度までの3年の計画で作成を進めているところでございます。

令和元年度に関しましては、一次報告を取りまとめ、意見募集を経て、一次報告の最終版は、昨年11月20日に取りまとめが行われたところでございます。一次報告に関しましては、全体的な尺度であるとか、言語活動別の熟達度、これらの指標を示すとともに、各尺度における言語能力記述文、Can do作成、検証のガイドライン等を収録いたしております。加えまして、「標準的なカリキュラム案Can do」（試案）というもので、約130のCan doを参考資料として一次報告に掲載しているところでございます。

続きまして、今年度、令和2年度に関しては、日本語能力の判定基準に関するワーキンググループを設置しまして、「日本語教育の参照枠」二次報告、令和3年3月に日本語教育小委員会で報告させていただく予定でございます。内容に関しましては、日本語能力の評価の考え方、各種日本語能力の判定試験と「参照枠」を対応付けるための手法、社会で活用される試験に求められる要素について示しておるところでございます。

なお、一次報告、二次報告は、それぞれ別の内容を取りまとめているため、各報告における内容は、取りまとめ時点で確定とするということになっております。

さらに来年度、令和3年度におきましては、「日本語教育の参照枠」の活用に関する検討を実施予定でございます。「日本語教育の参照枠」を基にした、教育現場で活用できる具体的な教師向けの手引や、学習者の自律学習支援ツール等の作成に向けた検討を行っていきたいと思っております。

最後に、一次報告・二次報告・活用の手引等を併せて、「日本語教育の参照枠」を令和3年度末に国語分科会で取りまとめる予定でございます。

続きまして、令和4年度以降に関しては、CEFR2020補遺版、いわゆるコンパニオンボリュームの参照についての検討を行う予定でございます。

○戸田座長

本年度、カリキュラム案の改定に着手したわけですが、今後、「日本語教育の参照枠」の策定と並行して、生活Can doの作成に取り組んでいくわけです。本ワーキンググループは、来年度も引き続き検討を進めていくことになると思います。皆様、引き続きお力をお貸しいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

本日の議事はここまでとなりますが、今年度最後のワーキンググループとなります。御発言できなかったこと、事務局への確認等、コメントなどがありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。土井委員、お願いいたします。

○土井委員

C E F Rに関してあまり詳しくないものですから、御存じの方がいらっしゃったら教えていただきたいのですが、これはヨーロッパ言語に関して作られてきたということで、例えばアジア言語の中で、日本以外に今までにC E F Rに基づいた基準を作っている、もしくは今取り組んでいる国や地域があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○戸田座長

いかがでしょうか。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

私の知る限りでは、中国でも韓国でもC E F Rを参照した教育は行われているのですが、韓国については、多分移民の言語教育についてこれを当てはめているという話は聞いておりません。ヤン委員、何かこの辺り、御存じのことはあるでしょうか。

○ヤン委員

韓国は統合政策があるので、移民が学ぶべき韓国語と韓国文化を示したものはあります。ただ、Can doベースになっていません。あまりC E F Rを意識したものではなく、独自のものです。あくまで私の感想ですが、韓国の場合はどちらかというと学びたいことを提供しているよりは、これを学んでほしいということを提供している印象が強いです。中級レベルまでは教科書もありますし、プログラムが整っている状況です。

○土井委員

ありがとうございました。「日本語教育の参照枠」についていろいろな方から御意見があるのが、日本にいる外国人に日本語を学んでいただくというだけでは、本来のC E F Rの一つのポリシーである複言語・複文化主義の理念がすぼっと抜け落ちてしまうのではないかということです。

例えば日本社会において、あるフィリピン人の女の子が今18歳で今春に大学に進学するフィリピンと日本のハーフの子なのですが、フィリピン語は全くできないので、家庭の中でもお母さんとはほとんどしゃべらないし、お母さんが日曜のミサに連れていくのですが、フィリピン人の会話は全然分からない。そういったときに、この「日本語教育の参照枠」は確かに日本で生活する上で日本語を使ってということにはなるのですが、日本社会にいる人々のことを考えると日本に居ながらフィリピン語を覚えフィリピンコミュニティーにも入っていく。そういう社会参画も重要だと思います。

ただ、それを文化庁が日本語教育の枠組みの中でやっていくのかというと、話が変わってくるかと思いますが、逆に「フィリピン語の参照枠」ができたところで、それを日本人が評価するのかというと、それもできないと思うので、考える方も評価をしていく方も多様な人たちが入っていくような形を作っていかなければならないと思います。

そういった中に、アジアの他の国で作られたものが参考になるのであれば、それを土台にして、議論をされるような機会が今後出来てほしいと思っています。多言語・多文化社会というものを念頭に置きながら、その中の一つの日本語なのだと思います。私はやっています。日本語ができたから終わりではないことを今後も考えていけたらと思って質問させていただきました。

○戸田座長

ありがとうございました。大変貴重な御意見を伺いました。

まだ少し時間がありますので、御意見、御感想、これからの作業への期待などございましたら、どうぞ発言なさってください。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

土井委員が御指摘した話は、私も各種研究会などでよく言われます。これは文化庁や日本語教育小委員会の仕事ではないと私は認識していますが、このワーキンググループの目的や標準的なカリキュラムにもある「言語・文化の相互尊重を前提としながら」という文言を、皆さん、あまり見ていただいていないように思います。この発信について、委員会からどのようにしたらいいのか、考えなければいけないと思っています。石井委員、仙田委員、そして土井委員も御指摘になったように、この部分を委員会としてどのように考えているかというのが、あちらこちらに出てくると良いと思いますので、事務局に御検討いただきたいと思います。お願いします。

○戸田座長

全く同感でございますが、事務局、いかがでしょうか。

○北村専門職

ありがとうございます。我々としても検討はしたいと思いますが、そのような文言を盛り込むよう委員の皆様より報告書作成等、資料作成等において、御指示いただければ対応していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○戸田座長

そろそろ時間になりますので、審議については終わりにいたします。本ワーキンググループの今後の検討状況については、2月22日に開催されます日本語教育小委員会にて報告いたします。

それでは、第2回「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループを終了します。事務局より連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○北村専門職

参考資料6を使いまして、令和3年度予算（案）の御説明をしたいと思います。この予算（案）ですが、昨年末に閣議決定されまして、予算（案）として成立したものになります。

2ページを御覧ください。「生活者としての外国人」に対する日本語教育の推進ということで、今年度予算（案）、新型コロナウイルスで大変厳しい中、9億9、000万円の予算を認めていただいております。

この日本語教育の推進ですが、要素として二つ大きく分けられます。（1）日本語教育の全国展開・学習機会の確保。そして、黄色・オレンジの部分、（2）日本語教育の質の向上です。ブルーの日本語教育の全国展開・学習機会の確保については、今回のワーキンググループの調査研究でも御協力を頂いております文化庁の各事業が、この中に入ってきております。①今年度までは、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業というタイトルでやっておりましたが、改称いたしまして、外国人材の受入れ・共生のための日本語教育の推進という事業名になっております。その事業が5億円程度、その下②番、日本語教室空白地域解消の推進強化ということで1億5、000万円程度、そして、日本語教育の先進的取組に対する支援ということで9、900万円程度、認めていただいております。

続いてオレンジ・黄色の部分、日本語教育の質の向上等です。①番、日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業は2億円程度、先ほども触れました、このワーキンググループの作業の継続のための調査研究も入っています②番、日本語教育に関する調査及び研究が

3、000万円程度、そして③番、日本語教育のための基盤的取組の充実ということで、こちらポータルサイト等の運用になります。こちらが700万円程度、認めていただいております。

3ページ以降は、個別の事業について詳細な資料が添付されております。主立ったものについて、少しずつ説明していきたいと思います。

まず、3ページ目、外国人材の受入れ・共生のための日本語教育推進事業。改称しましたが、その改称の目的としましては、国の基本方針が策定されたということを踏まえまして、それを受けて、更に地方公共団体での日本語教育を推進していこうという意図があります。下のブルーとピンクの部分を御覧いただきたいと思います。ブルーの部分、大きな事業名は改称しましたが、まだ来年度で3年目の事業になりますので、その事業名の中で地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業という小さい要素としての事業名は継続しつつ、補助事業を展開していきたいと思います。都道府県・政令指定都市向けの事業です。

その中で、都道府県・政令市指定都市への支援の中で、都道府県等の方針や意向を受けた、連携を伴う市町村の日本語教育の支援については、この補助事業、都道府県・政令指定都市の補助の中で市町村へも支援をしたいと考えております。主な変更点は、このピンクの部分を追加したことになります。また、下のグレーの優良事例の普及・連携強化の中に、総括コーディネーターの協議会を追加したというところも変更点です。

続いて4ページ目、「生活者としての外国人」のための日本語教育空白地域解消推進事業。こちらは従前より実施をしております地域日本語教育スタートアッププログラム、そしてICT教材の開発・提供、「つながるひろがる にほんごでの暮らし」という日本語学習サイトになります。こちらの二つの要素を主として展開してまいります。一部、新規追加した要素等もありますが、基本的な方針は変わりません。

続いて、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の地域日本語教育実践プログラムです。こちらはプログラムA、プログラムBでこれまで実施しておりましたが、10年を迎えるということと、この会議の中で申し上げましたように、教材の事例も300程度たまってきておまして、次のステップに進んではどうかということで、統合し、特定ニーズに対応する日本語教育の推進としてプログラムCを展開していく予定です。

ブルーの部分を御覧いただきたいと思います。想定される取組例を2事例挙げております。こういった地域における日本語教育に共通する特定のニーズ、課題解決のための先進的な取組を支援してまいります。

6ページは、条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育。

そして、7ページは、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業になります。この7ページの日本語教育人材のカリキュラム開発・活用の事業については、黄色の部分、③番を御覧ください。「現職日本語教師の研修カリキュラムの活用」というところで赤字の分野を追加して、更にたくさんの分野でカリキュラムの活用を促していくということになります。

8ページを御覧ください。先ほども触れました日本語教育に関する調査及び調査研究です。先ほど2番の①で、生活日本語Can do検証のための調査研究に触れましたが、そのほかにも日本語教育の推進の基礎情報、そして現状・課題の調査研究等、幾つかありますので、こちらにも御参考いただければと思います。

9ページは、今年度ウェブで実施しました日本語教育大会の開催になります。来年度以降も開催の予定です。

続いて、最後になりますが、10ページを御覧ください。こちらは日本語教育の推進に関する法律に基づく会議の開催や、今回のワーキンググループの調査研究の分析対象にもなりますが、日本語教育機関が「標準的なカリキュラム案」を活用して作成した教材がたくさん掲載されております日本語教育コンテンツ共有システムNEWSの運用等の予算等が認められております。

○戸田座長

ありがとうございました。

それでは、これにて今期の本ワーキンググループは閉会といたします。皆様、今日は様々なコメント、御意見をありがとうございました。閉会といたします。